

社会福祉法人広島県リハビリテーション協会 ユニット型指定短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人広島県リハビリテーション協会（以下「協会」という。）が開設するときわ短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行うユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅おける生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスのとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ときわ短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 広島県東広島市八本松町原5693番地3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に従事する従業者は、地域密着型特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名（併設地域密着型特別養護老人ホームの管理者と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ協会理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

二 従業者

(1) 医師 1名（非常勤）

医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。

(2) 生活相談員 1名 (常勤)

生活相談員は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言を行う。

(3) 介護支援専門員 1名 (常勤)

(4) 看護職員 看護師2名以上

看護職員は、医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生上業務に従事する。

(5) 介護職員 22名以上

介護職員は、入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(6) 栄養士 1名 (常勤)

管理栄養士は、入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

(7) 機能訓練指導員 1名 (常勤)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(8) 調理員 委託業者により対応

調理員は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供を行う。

上記の従業員の員数は配置基準を満たしている。

(利用定員)

第5条 短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

2 ユニット数及びユニットの利用定員は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ユニット数 1

(2) 利用定員 併設型10名(介護予防短期入所生活介護事業を含む)

(3) 短期サービス専用居室は全室個室とする。

(4) 施設の長(以下「施設長」という。)は、第2項及び前項に規定する定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 相談及び援助

(2) 日常生活動作の機能訓練

(3) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活の世話

(4) 健康チェック

- (5) 送迎
- (6) 夜間看護体制
- (7) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割（※利用者別）の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

(1) 次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用として、実施地域を越えた地点から1キロメートルごとに20円。

(2) 滞在費 ユニット型個室 2,100円（1日あたり）

(3) 食費 朝食330円、昼食680円、夕食650円 合計1,660円（1日あたり）

(4) 追加的費用 電気代 1品目あたり 100円/日
貸与代 テレビ 50円/日

(5) 理美容代として、実費。

(6) 日常生活費（ティッシュペーパー、口腔ケア用品、クラブ活動費など）として、実費。

3 事業所は、前項各号に挙げる費用の額に係るサービスの提供にあつては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

4 事業所は、前項各号に挙げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

5 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。

6 事業者は本条2項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあつては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

なお、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とし、認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常送迎の実施地域は、東広島市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- (2) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- (3) 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時における対応方法)

第10条 生活相談員等は、短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(身体拘束の制限)

第11条 生活相談員等は、短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

- 2 身体拘束等適正化委員会を設置して定期的開催し、検討結果を職員に周知する。
- 3 身体拘束の適正化のための指針を整備する。
- 4 身体拘束の適正化のための職員に対する研修を実施する。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第12条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

成年後見制度の利用支援

- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (3) 虐待防止委員会を設置して定期的開催し、検討結果を職員に周知する。

- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、防災計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練(年2回)
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備

(3) 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督

(4) その他防火管理上必要な業務

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年12回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は協会理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成27年7月1日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。